

東京都北区在宅医療実務研修支援事業

在宅医師や在宅医療への参入を検討している医師が在宅医療の知見を得る機会を設けることにより、病院から在宅医療への患者の円滑な移行を促進し、区内の医療資源の有効活用を図るとともに、在宅医療への新規参入を促すことにより、在宅療養支援体制の充実を図るため、**東京都北区在宅医療実務研修**を実施します。

＊ 事業概要 ＊

1. 研修受入医療機関	区内で在宅医療を現に実施していること
2. 研修利用者	在宅医療実務研修を利用することができる者は、次のいずれかの要件に該当する者とする。 (1)医師免許を有し、病院や診療所に勤務しており、在宅医療の知見を得ることを目的としていること。常勤・非常勤などの雇用形態を問わない。 (2)医学部等に在籍し、在宅医療の知見を得ることを目的としていること。 (3)その他区長が認める場合
3. 研修内容	同行(見学のみ) ※医療行為不可。 ※実施時間が1回当たり2時間以上のものを対象とする。
4. 補助金支給要件	(1)同行(見学のみ) 研修利用者一人につき1回当たり10,000円とし、10回を上限とする。 (2)医療機関が独自に実施する研修受け入れ 受け入れ促進のため、支援金を支給します。 1医療機関につき1回当たり10,000円とし、60回を上限とする。 ※受け入れに際し、受託料を受領している場合を除く。
5. 対象期間	令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

事業の詳細については、要綱をご確認ください。

在宅療養生活は
地域の多職種チームで支えます！



区ホームページはこちら



申込・問合せ先

北区 健康政策課 地域医療係
(北区東十条2-7-3 (北区保健所内))

電話 03-3919-9601
MAIL chiikiiryo-ka@city.kita.lg.jp



City of Kita

東京都北区在宅医療実務研修支援事業 実施の流れ

